二次的著作物に関する質問主意書

提出者 井坂信

彦

## 二次的著作物に関する質問主意書

平成二十七年三月十三日、 当方が提出した「二次的著作物に関する質問主意書」の、 「オリジナルの創作

作品はクールジャパン戦略のねらいであるコンテンツの 『関連商品販売等への波及効果』 の 『波及効果』 に

含まれるのか」との問いに対し、政府は「お尋ねの『二次的著作物』を含む著作物については、

『関連商品

販売等への波及効果』が見込まれる右のコンテンツに該当し得るものと考えられる」と答弁した。

こ の政府答弁に関し、二次的著作物の著作権者の保護について懸念があるため、 次の事項につき質問す

る。

著作権者の許諾を得ていないと推測される二次的著作物と、著作権者の承認を得ていると推測される二次

的著作物 (各著作権者が提供するガイドラインに基づき創作されたもの、 又は著作権者が同人マーク等を提

示し、二次的著作物作成の許諾意思を明示しているもの) が市場に混在している。

二次的著作物が、クールジャパン戦略のねらいである、コンテンツの関連商品販売等への波及効果に該当

海外へ日本の魅力として発信されることが期待されるコンテンツであるならば、二次的著作物が国外に

持ち出されることが予想される。

- 創作の許諾の有無に関して、 アニメ・マンガ・キャラクター等のコンテンツ産業を対象にした二次的著作物について、 税関で知的財産侵害疑義物品として認定手続きが行われた事例はある 著作権者への
- ① アニメ・マンガ・キャラクター等のいわゆるコンテンツ産業の中で、 物作成の許諾意思を明示しているもの)について、 提供するガイドラインに基づき創作されたもの、又は著作権者が同人マーク等を提示し、二次的著作 と推測される二次的著作物と、著作権者の承認を得ていると推測される二次的著作物 政府は把握しているのか。 著作権者の許諾を得ていない (各著作権者が
- 2 等を提示し、二次的著作物作成の許諾意思を明示しているもの)に限られるか。 的著作物 海外へ日本の魅力として発信される二次的著作物は、 (各著作権者が提供するガイドラインに基づき創作されたもの、 著作権者の承認を得ていると断定できる二次 又は著作権者が同人マーク
- 三 二次的に創作された各出版物、 のか。 義が生じれば、その都度、その各二次的著作物に対して、著作権者に創作の許諾の有無の照会が行われる 個々に判断すべき事柄である為、 各グッズ、各創作物に対して、 一概には答えられないのであれば、 税関で著作権者の許諾の有無について疑 一般論としてどのように対応

するのか。